

携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドラインの改正案 に対する意見及びそれに対する考え方

意見募集期間 : 2023年4月1日(土)から同年5月8日(月)まで

意見提出件数 : 13件 (法人・団体: 8件、個人: 5件)

意見提出者 :

(意見受付順、敬称略)

	意見提出者
1	株式会社NTTドコモ
2	公益社団法人全国消費生活相談員協会
3	一般社団法人テレコムサービス協会
4	株式会社オプテージ
5	KDDI株式会社
6	一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会
7	ソフトバンク株式会社
8	楽天モバイル株式会社
-	個人(5件)

全般

意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
<p>意見 0 - 1 賛同。総務省において、MNPワンストップ化の推進に向けた施策等の検討を要望。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ● 本ガイドライン改正案については、MNPワンストップ方式の導入など、スイッチングコストの低減に資するものであり、利用者利便の向上および公正競争環境の確保に繋がるものと考えますので、賛同いたします。 ● 総務省殿においては、多くのMVNOが容易にかつ低コストで導入できる方式となるよう、引き続き、MNPワンストップ化の推進に向けた施策等について検討を行っていただくことを要望いたします。 ● 特に、事業者負担料金については接続約款等に規定するシステムの利用に関する料金も存在するところ、様々な規模のMVNO事業者が存在し、一定の負担になることから、事業者によっては経営に大きな影響が及ぶおそれも考えられます。この点、今後、システム利用料水準の適正性を検証いただき、低廉化余地等があるのであれば必要な措置を講じていただくことが重要だと考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 0 - 2 賛同。</p>		
<p>番号ポータビリティは電話サービスの利用者自らが利用する電気通信番号の使用を維持しながら、より良い事業者・サービスへ乗り換えることを可能とするものであり、市民に確保されるべき権利です。今回の改正案はポータビリティをより改善し、利用者の利益をより強固にするだけでなく、結果的に電話サービスを提供する事業者間の公正な競争を促進することになります。そのため本改正案に賛同します。</p> <p>一方で、固定系電話で使われている特定IP電話(050電話)の電気通信番号は番号ポータビリティの対象外であることから、この実現に向けた検討が行われることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>	<p>本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>特定IP電話(050電話)については、今後の状況等を踏まえ、必要に応じて検討を行ってまいります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 0 - 3 MVNO含め音声伝送役務を提供する全ての携帯電話事業者が早期にワンストップ方式を導入するよう、総務省において継続的に導入状況の確認が必要。</p>		
<p>ワンストップ方式による番号ポータビリティは、改正される携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン(以下、本ガイドラインという。)が適用される日時点において、MVNO含め音声伝送役務を提供する全ての携帯電話事業者が導入する必要があるものと理解しています。</p> <p>つきましては、当該事業者が早期にワンストップ方式を導入するよう、総務省殿において継続的に導入状況を確認いただく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>5 番号ポータビリティの実施方式において、「携帯電話事業者が番号ポータビリティの実施において用いる方式は、「ワンストップ方式¹」又は「ツーストップ方式²」とし、原則としてワンストップ方式及びツーストップ方式の併用又はワンストップ方式とすること。」としており、引き続き各社におけるワンストップ方式の導入状況を注視してまいります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 0 - 4 賛同。ウェブ上で番号ポータビリティ予約番号の発行手続を完結することができないケース等、引き続き検討が必要。</p>		
<p>貴省のご尽力により、ワンストップ方式による番号ポータビリティが実現したことに感謝申し上げます。</p>	<p>本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

<p>ます。 なお、番号ポータビリティの利便性を更に高め、スイッチングのより一層の円滑化を実現すると考えられる以下の事項についても引き続き検討を進めるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ウェブ上で番号ポータビリティ予約番号(以下「予約番号」)の発行手続を完結することができないケースの解消 ● 移転元事業者におけるアカウント情報が不要な手続フローの導入 <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>今後の状況や携帯電話市場の変化等を踏まえ、制度のあり方について引き続き検討を行ってまいります。</p>	
--	--	--

3. 番号ポータビリティの実施

(2) 携帯電話番号の指定を受けていない携帯電話事業者による番号ポータビリティ		
意見 3-1 非指定事業者の番号ポータビリティが、番号指定事業者同等に取り扱われることは利用者の利益となる。		
<p>電気通信番号の非指定事業者の番号ポータビリティが、番号指定事業者のそれと同等に取り扱われることは利用者の利益となるため本改正案に賛同します。</p> <p>一方で、固定電話番号や着信課金番号についても番号指定事業者と番号非指定事業者間の番号ポータビリティが円滑に行われるようその運用の扱いについて今後議論されることが必要です。またその議論には非指定事業者も議論に参加することが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会】</p>	<p>本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>他の番号種別については、今後の状況等を踏まえ別途検討を行ってまいります。</p>	無

5. 番号ポータビリティの実施方式

(1) 利用者負担料金等		
意見 5-1 賛同。ワンストップ方式のMVNOに対する積極的な参画を促すことが必要。		
<ul style="list-style-type: none"> ● “携帯電話事業者が番号ポータビリティの実施において用いる方式”にて、原則ワンストップ方式を用いることについて、賛同します。一方、開始当初は一部の事業者のみの対応となる見込みです。利用者利便の更なる向上の観点から、総務省においては、MVNO に対し積極的な参画を促して頂くことが必要であると考えます。 ● “当該利用者がワンストップ方式での手続を進められるよう、インターネットでの手続に誘導や案内を行う(移転元事業者に相談があった場合も同様)とともに、手続が円滑に進められるよう移転先事業者にて店頭や電話などで支援することについても検討を進めること”にて、ワンストップ方式の手続きについては、原則、移転先事業者が利用者へ周知等を行い、円滑な手続きが行えるようにする必要があると考えます。一方で、誤って移転元事業者に相談があった際には、移転先事業者へ誘導や案内を公平に実施することとなりますが、今後、数多くの事業者が参画してきた場合には、個々の移転先事業者に即した対応は難しくなる可能性があることから、()内の補足記載は「(移転元事業者に相談があった場合も同様に可能な範囲で対応することが望ましい)」へ修文頂きたい、と考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社NTTドコモ】</p>	<p>本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>ワンストップ方式の対応事業者については、引き続き各社におけるワンストップ方式の導入状況を注視してまいります。</p> <p>()内の補足記載については移転先事業者と同様、移転元事業者に相談があった際には適切に誘導いただくこととしております。</p>	無

意見 5 - 2 賛同。MNO・MVNOすべての電気通信事業者が参加することで、より円滑なスイッチングが実現されることを期待。		
<p>従来のMNPのツーストップ方式では、利用者が移転元事業者のカスタマーセンターに電話で解約を申し出てMNP予約番号を発行してもらおうとしても電話が繋がりにくいことや、キャッシュバック等を提案される引き止め行為があることが指摘されていました。移転先のキャリアショップでは、MNP予約番号をもらうため、店員が移転元のカスタマーセンターに電話してサポートしてあげることがありますが、店員と利用者が交互に話し、利用者が店内で解約時の案内説明を受けることで乗り換えまでの所要時間が長時間に及ぶ要因にもなっていたと思われます。</p> <p>ワンストップ方式でのMNP手続きが実現することで、従来よりも迅速に開通手続きができ、利用者の利便性も高まることが期待されるので賛同します。</p> <p>またMNO・MVNOすべての電気通信事業者が参加することで、より円滑なスイッチングが実現されることを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>	<p>本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p>	無
意見 5 - 3 ワンストップ方式への対応に係る費用の低廉化や簡易に導入できる方式の実現の検討を要望。		
<p>モバイル市場において、継続的に利用者利便の向上を図るためには、MNOとMVNOの間で公正かつ活発な競争を持続することが重要であり、スイッチングコストの一層の低減は必要不可欠であると考えます。</p> <p>この点、番号ポータビリティの実施方式としてワンストップ方式の導入が推進されることによりスイッチングコストの更なる低減が期待されますが、一方で小規模なMVNOを含めた多くの事業者が円滑に対応を行うためには、可能な限り低廉なコストで導入可能な環境を整えることが重要と考えます。</p> <p>特に、MNP手続き等をオンラインで実施する際に発生するMNOのAPIシステム利用料やシステム改修費等について、MNOに比して事業規模の小さいMVNOにとっては大きな経済的負担になることが想定されるため、ワンストップ方式の導入拡大に向けては、システム連携の簡便化や共通化などによるMVNOの負担低減について検討することが重要だと考えます。</p> <p>総務省殿においては、多くの事業者がワンストップ方式のメリットを享受できるよう、ワンストップ方式への対応に係る費用の低廉化や簡易に導入できる方式の実現などについて、引き続き検討いただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人テレコムサービス協会】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無
意見 5 - 4 賛同。ワンストップ方式の相談を受けた場合、インターネット手続に誘導・案内すべきである旨が示されたことは、円滑なMNP手続の推進に資する。		
<ul style="list-style-type: none"> ● 店頭や電話などにおいて、移転元事業者が利用者からワンストップ方式での手続を希望する旨の相談を受けた場合、インターネット手続に誘導・案内すべきである旨が示されたことは、移転を希望する利用者の円滑なMNP手続の推進に資すると考えるため、本ガイドライン改正案に賛同いたします。 ● なお、ワンストップ方式を導入する事業者は多数存在し、今後も増加が想定されます。この点、移転元事業者が利用者に対し、各移転先事業者の手続先サイトURL等の情報を正確に把握し案内することが困難となる場合も想定され、その結果、誤った情報の案内等につながることも懸念されます。 	<p>本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>利用者への案内に係る適正性確保については、今後の状況等を踏まえ、必要に応じて検討を行ってまいります。</p>	無

<p>● このため、ワンストップ方式での手続を希望する旨の相談を受けた際には、例えば、総務省が運営する「携帯電話ポータルサイト」に誘導し、当該サイトより利用者自身が移転先事業者の情報を確認することを案内するなどの対応を、ベストプラクティスとしてお示しいただく等、移転元事業者が参考にすべき案内方法として明示いただくことが、利用者への案内に係る適正性確保の観点から望ましいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>		
---	--	--

意見 5 - 5 ワンストップ方式においては、ウェブサイトでの手続であることから補足記載は不要ではないか。

<p>5. 番号ポータビリティの実施方式 (略)</p> <p>さらに、ワンストップ方式での番号ポータビリティの利用手続の受付方法は、インターネットを利用するものを基本とするが、店頭や電話など、ワンストップ方式での利用手続の受付がない方法においても利用者からのワンストップ方式での手続を希望する旨の相談を受けた場合、当該利用者がワンストップ方式での手続を進められるよう、インターネットでの手続に誘導や案内を行う(移転元事業者に相談があった場合も同様)とともに、手続が円滑に進められるよう移転先事業者にて店頭や電話などで支援することについても検討を進めること。</p> <p>ワンストップ方式を希望する場合、利用者は移転先事業者のウェブサイトへアクセスし、手続を行うことになることから、当該利用者が、手続に関する相談を行う場合、アクセスしたウェブサイトを提供する移転先事業者の店頭や電話などに問合せするものと考えられます。</p> <p>()内の記載は、一般的に起こりえない事態を想定した記載であることから、不要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	<p>利用者がワンストップ方式でのMNPを希望する場合において、移転元事業者サイトでの手続きに必要な情報に関する相談等(例えば、お客様番号の調べ方など)を移転元事業者に対して店頭や電話で行う可能性があると考えます。</p>	<p>無</p>
---	---	----------

意見 5 - 6 賛同。

<p>「MVNOに携帯電話役務(当該MVNOの電気通信事業の用に供するものに限る。)を提供する又は当該MVNOと接続する携帯電話事業者は、当該MVNOがワンストップ方式を導入できるよう必要な情報提供を行う等協力すること」とした本ガイドラインの改正案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
--	---------------------------------	----------

6. 番号ポータビリティの利用に係る運用及び手続等

(3) 利用手続

意見 6 - 1 賛同。手続内容を利用者自身で認識できることが必要。

<p>高齢者等のインターネット等に慣れない利用者への配慮をお願いします。移転先事業者の店頭(キャリアショップ等)でワンストップ方式でのMNP手続きのサポートをする際、店内のタブレット端末等の貸し出しを行うことが想定されます。操作に不慣れた高齢者等であっても店員が主導的に操作するのではなく、手続き内容を利用者自身で認識できるよう、過度なサポートに繋がらない対応を望みます。</p>	<p>6(3) インターネット等を利用する方法による利用改善等において、「高齢者等のインターネット等に慣れない利用者にも配慮し、分かりやすく簡便なものとなるよう努めること。」としており、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	<p>無</p>
--	---	----------

<p>また、インターネットを利用するMNP手続き方法の説明においては動画やマンガなどを用い、「よくある質問」やキーワード検索タブも設けるなど、利用者の誰もが容易に理解しやすいページを望みます。</p> <p style="text-align: center;">【公益社団法人全国消費生活相談員協会】</p>		
<p>意見 6 - 2 オンラインによる手続に必要なアカウント等の情報を認識していない利用者が想定される。容易にアカウント情報を確認できる仕組みが必要。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ● 主にオンラインにて手続するMVNOの利用者と比較し、MNOの利用者においては、店舗や電話などにて手続する利用者が高い割合で存在すると想定されるところ、その中で、オンラインによる手続に必要なアカウント等の情報を認識・把握していない利用者の数も少なくはないと考えます。 ● この点、インターネット等に慣れない高齢者やMNOの利用者に対して、オンラインでの手続方法や手続に必要なアカウント情報等の案内・周知のみならず、利用者が容易にアカウント情報を確認・再発行できる仕組みの提供、加えて、電話や店舗において携帯電話番号を基にMNPを含めた各種手続を行っている場合は、オンラインにおいても同様に手続可能とすることが、利用者利便の向上や公正競争の確保にとって非常に重要であると考えます。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>上記意見「6 - 1」に対する考え方のとおりです。</p>	無
<p>意見 6 - 3 移転元事業者でのオンライン手続の間に手続を取りやめた利用者数の割合など、適切に移転手続が実施されているか等の状況について、把握を要望。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ● ワンストップ方式における移転元事業者のWEBサイトでのオンライン手続に必要な利用者アカウント等の情報を、多数の利用者が認識・利用していない状況にあるにも関わらず、積極的な案内・周知を実施していない又は、移転元事業者の手続画面が合理的な理由なく複雑でわかりにくい構成となっている場合、移転を希望する利用者の円滑なMNP手続の阻害につながる可能性があり、実質的な引き止め行為に該当するおそれもあると考えます。 ● この点、仮に上記のような状況が生じた場合、移転を希望する利用者の多くが移転元事業者のWEBサイトで適切なMNP手続を実施できず、移転手続自体を断念することも懸念されます。 ● 総務省殿においては、ワンストップ方式において、移転先事業者にて申込手続を行った利用者のうち、移転元事業者でのオンライン手続の間に手続を取りやめた利用者数の割合など、適切に移転手続が実施されているか等の状況について、定期的に確認いただくとともに、問題がある場合には必要な措置を講じていただくことを要望いたします。 <p style="text-align: right;">【株式会社オプテージ】</p>	<p>移転を希望する利用者の円滑なMNP手続の阻害につながる可能性については、本ガイドラインにて「移転元事業者は、ワンストップ方式による番号ポータビリティに係る利用手続において、移転先事業者から移転元事業者へ対応が移った際、利用者に対する一切の引き止め行為「を行わないこと」と示しております。引き続き、利用者からの苦情などを注視してまいります。</p>	無
<p>意見 6 - 4 ワンストップ方式はインターネット利用のみであり、()内の記載は不要ではないか。</p>		
<p>6. 番号ポータビリティの利用に係る運用及び手続等</p> <p>(3) 利用手続き</p> <p style="padding-left: 20px;">引き止め行為の禁止</p> <p>ア 移転元事業者は、ワンストップ方式による番号ポータビリティに係る利用手続において、移転先事業者から移転元事業者へ対応が移った際、利用者に対する一切の引き止め行為を行わないこと(ワンストップ方式による番号ポータビリティを希望する利用者が誤って移転元事業者に相談を行った際の引き止め行為も含む。)</p>	<p>利用者がワンストップ方式でのMNPを希望する場合において、移転元事業者サイトでの解約手続に必要な情報に関する相談等(例えば、お客様番号の調べ方など)を移転元事業者に対して店頭や電話で行う可能性があると考えます。</p> <p style="padding-left: 20px;">御意見を踏まえて、以下のとおり修文いたします。</p> <p>ア 移転元事業者は、ワンストップ方式による番号ポータビリティに係る利用手続において、移転先事業者から移転元事業者へ対</p>	有

<p>ワンストップ方式は、インターネット利用のみであり、ワンストップ方式による番号ポータビリティに係る利用手続中に、お客さまが移転元事業者の店頭や電話対応などで相談を行うケースは想定されないと考えます。</p> <p>()内の記載は、現状で実現していない店頭や電話対応などによるワンストップ方式を想定した内容であると考えられることから不要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI 株式会社】</p>	<p>応が移った際、利用者に対する一切の引き止め行為¹を行わないこと(利用者がワンストップ方式での手続を希望する旨の相談を移転元事業者に行った際の引き止め行為も含む。)</p>	
<p>意見 6 - 5 賛同。</p>		
<p>引き止め行為の禁止 ア</p> <p>「移転元事業者は、ワンストップ方式による番号ポータビリティに係る利用手続において、移転先事業者から移転元事業者へ対応が移った際、利用者に対する一切の引き止め行為¹を行わないこと(ワンストップ方式による番号ポータビリティを希望する利用者が誤って移転元事業者に相談を行った際の引き止め行為も含む。)」とした本ガイドラインの改正案に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 6 - 6 賛同。夜間時間帯を含めた即時完了の番号ポータビリティ対応も求められるのではないが。</p>		
<p>番号ポータビリティ予約番号の発行・取得までの所要時間 ア</p> <p>5 月下旬に開始予定のワンストップ方式による番号ポータビリティにおいては、夜間時間帯に申込があった場合、全ての手続が完了するのは翌朝以降となりますが、ウェブにおける手続の多くは 24 時間の受付が実現しており、これはモバイル以外の分野においても同様であることを踏まえ、夜間時間帯を含めた即時完了の実現に向けた取り組みが少なくともMNO事業者には求められると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 6 - 7 賛同。MNP予約番号の有効期間についても合理性の検証が必要ではないが。</p>		
<p>番号ポータビリティ予約番号の有効期間 ア</p> <p>「移転元事業者は、番号ポータビリティ予約番号の有効期間について、番号ポータビリティに係る利用手続の実施に当たって合理的なものとなるように設定すること」とした本ガイドラインの改正案に賛同いたします。</p> <p>なお、当社においては予約番号を発行したにもかかわらず実際には番号ポータビリティが行われないケースが一定割合で確認されており、これは、多くの利用者が番号ポータビリティ実施を検討している段階で予約番号を得ていることを示唆していると思われます。予約番号取得から転出までの期間には番号ポータビリティを行うことを検討する期間も含まれ得ることを考慮すると、発行から 15 日とされている現在の有効期間は不十分である可能性があることから、その合理性について消費者アンケート等により検証し、結果に応じて期間の延長を検討する等の措置を講じることが必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【楽天モバイル株式会社】</p>	<p>本ガイドライン案への賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、番号ポータビリティの実施方式は、「ワンストップ方式」又は「ツーストップ方式」とし、原則としてワンストップ方式及びツーストップ方式の併用又はワンストップ方式とすることとしていることから、ワンストップ方式の利用拡大に向けた対応を引き続き求めてまいります。</p>	<p>無</p>

7. 本ガイドラインの適用等

(1)本ガイドラインの適用の日		
意見 7-1 本ガイドラインの適用の日は事業者間の試験等の状況考慮が必要。		
「本ガイドラインの適用の日」に関しては、ワンストップ方式提供開始に向けた事業者間試験等の状況も考慮し、決定いただきたく考えます。 [ソフトバンク株式会社]	「本ガイドラインの適用の日」に関しては、ワンストップ方式提供開始に向けた事業者間試験等の状況も考慮し、決定いたします。	無
(2)その他		
意見 7-2 MVNOには小規模な事業者が多数存在し、ワンストップ方式への対応に時間を要する場合や対応自体が困難である場合も想定される。		
本ガイドラインの改正に伴い、ワンストップ方式への対応を原則として実施することが事業者に求められるところ、MVNOには小規模な事業者が多数存在し、MNOなどの大手事業者に比べて相対的にコスト面や体制面等での負担が大きくなることが想定されることから、ワンストップ方式への対応に時間を要する場合や対応自体が困難である場合も想定されます。 また、本改正案ではワンストップ方式における受付方法についてインターネット利用が基本であるとの旨が示されているところ、主な対象としては、個人向けサービスのように利用者が回線契約単位で個別にMNP手続きを行うサービスを想定したものと考えております。この点、法人向けサービスについては、オフラインでの契約が主流であり、また多数の回線契約を一括で切り替える等、個人向けサービスとは契約形態や運用面等の性質が異なると想定されることから、MVNOの提供する法人向けサービスにおけるワンストップ方式の導入には個別に検討すべき課題があると考えられます。 総務省殿においては、本ガイドライン改正後の運用において、上記の点をご配慮いただくよう要望いたします。 [一般社団法人テレコムサービス協会]	ワンストップ方式の対応事業者については、引き続き各社におけるワンストップ方式の導入状況を注視してまいります。 本ガイドラインにおいてはMNP予約番号の発行を伴う番号ポータビリティをこれまで対象としており、法人向けの多様な契約形態に伴う番号ポータビリティについては、契約者間での合意に基づき対応されるものと考えております。	無

別紙

別紙2		
意見 8-1 解約時のデメリット情報は特に丁寧に説明を要望。		
解約時の説明については、MNPを行うことで影響が及ぶ点、例えばセット割引が外れる場合などのデメリット情報は特に丁寧に説明をお願いします。「説明は受けていない」「説明された覚えはない」などのクレームが発生しないように、簡潔ではっきりとした表示をしてください。通信サービスに付随するサービスが継続するの否かについても同様の表示をお願いします。 利用者が自分の契約状況とMNPによる影響を認識して意思決定できるよう、説明や情報の掲載をしてください。 [公益社団法人全国消費生活相談員協会]	MNP手続を行う際には、解約時の説明を行うこととしており、各事業者において適切に説明が行われることを求めています。	無
意見 8-2 「MNP予約番号発行後を含む」の追記を要望。		
「MNP予約番号発行後を含む」の記載について、一連の予約番号発行の手続き完了までを指す認識ですが、本記載ではその範囲が不明確であるため、以下のとおり追記を要望します。	別紙2において、以降の示す範囲を赤字で記載しております。 いただいた御意見については、参考として承ります。	無

<p>修正案 「以降(MNP予約番号発行後を含む)、移転元事業者側の一連の手続き完了までは、既存自社プランの説明、利益の提供はできない」 【ソフトバンク株式会社】</p>		
--	--	--

その他

意見1 表題の「・PHS」を削ることが適切ではないか。		
<p>令和5年3月31日に公衆PHSのサービスが終了したところ、表題の「・PHS」を削ることが適切ではないか。 【個人A】</p>	<p>公衆PHSのサービスは令和5年3月31日に終了したところ、PHSに係る法令としては変更が生じていないため、変更はしないことといたします。</p>	無
意見2 MNP先の電話会社のwebページで完結するのが楽。		
<p>MNP先の電話会社のwebページで完結するのが楽だと思う。それにはMNP予約番号のやりとりを電話会社間で自動化するのが楽だと思います。MNP後のSIMカードは返送はめんどうなのでハサミで切り捨てるとかリサイクル回収箱に集める。 【個人B】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無
意見3 ワンストップ方式の番号ポータビリティに反対。		
<p>ワンストップ方式での番号ポータビリティについては反対する。 悪質な携帯電話事業者(特に出処のわからないMVNO)の強引な勧誘等で簡単に番号ポータビリティが行われてしまうためである。 強引に番号ポータビリティが行われたときには大きなトラブルになると思われる。 【個人C】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無
意見4 反対。		
<p>この案は悪影響しか無いのではないべきです。 【個人D】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	無
意見5 ワンストップ方式の番号ポータビリティの実施は、ルール遵守の徹底を義務とするべき。		
<p>番号ポータビリティの実施 近年市場競争の激化から明らかに違法ないし消費者契約法違反の行為で携帯電話の契約を迫る事業者が多々存在する。 スーパー等の量販店窓口において大手携帯電話4社(MNO)と格安SIM業者(MVNO)が勧誘を行っているが、主に物品提供()によるある意味客を釣るような行為を平然と行っている。 携帯電話料金は家計支出に占める割合が大きい部類に入る為、物品提供に釣られさして安くもないサービスに加入してしまう、勧誘員が営業成績の為に不必要なオプションを意味なく付加する行為に気付かなかつた場合に多額の損害を被るのは消費者である。</p>	<p>本ガイドライン案に、番号ポータビリティの利用に係る運用及び手続き等について確保すべき事項が定められております。</p>	無

<p>洗剤・食品等通信サービスに全く関連の無い物品</p> <p>ガイドラインの改正案のワンストップ方式を野放図に推奨した場合、契約した後、クーリングオフ期間が経過した後の異常な解約のし辛さがある携帯電話契約の商習慣により非常に多数の消費者被害を生み出す。</p> <p>大手携帯電話 4 社(MNO)と格安 SIM 業者(MVNO)に対しては初期契約解除等の条件の「正確に明示する」、「誤解を招く説明の禁止」とすると共に、現在多くの地域で見受けられる過剰な勧誘行為の禁止ルールの順守の徹底を義務とするべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人E】</p>		
<p>意見6 個人が代理店になる販売システムを持つ業者は全て無限連鎖商法である。</p>		
<p>個人が代理店になる販売システムを持つ業者は全て無限連鎖商法です。</p> <p>ガイドラインの改正案が施行されればこの類の詐欺師はさらに被害を生み出すようになります。被害を生み出さない為には一日も早い撲滅と経営者が二度と社会復帰が出来ない程徹底的な社会的制裁が必要不可欠です。</p> <p>現役の議員が当該事業者からネットワークビジネス業界から献金を受けて居るから見て見ぬ振りにはもう止めましょう。</p> <p style="text-align: right;">【個人E】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見7 出張簡易店舗による勧誘においても順守をさせるよう強く指導すべき。</p>		
<p>入店から MNP 予約番号発行に係る対応手順について MNO4 社及びそのサブブランド(UQmobile・Ymobai)だけでなく、全国のチェーンストア(スーパー・ホームセンター・ショッピングモール等)の店舗内・店頭入口において行われている MNO4 社及びそのサブブランド・MVNO の出張簡易店舗による勧誘においても順守をさせるよう強く指導するべきである。</p> <p>簡易店舗による高齢者や女性、小さい子供連れの家族を執拗に狙った「強引な押し売り」はあまりにも目に余る行為で、社会的なインフラである通信事業者の社員の行動ではなく、もはや反社会的勢力であるヤクザ構成員の行動である。</p> <p>そんな行為を上場企業であるNTT・KDDI・SoftBank・楽天が「契約ノルマ達成」を目的に黙認している筈はないでしょうね。</p> <p style="text-align: right;">【個人 E】</p>	<p>いただいた御意見については、参考として承ります。</p>	<p>無</p>